平成２８年（フ）第５６号
長崎県大村市松並１丁目246番地１　中央アパートさくら棟306号
債務者　徳永奈央子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺655番地３アオ・アクア104号
債務者　和田　　武
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５６号
香川県仲多度郡琴平町榎井99番地２
債務者　石原　美香（旧姓川村・髙橋）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５８号
香川県善通寺市原田町183番地２　スカイハイツ202号
債務者　豊田　鉄也
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６６号
香川県綾歌郡宇多津町2508番地１　（柏原荘201）
債務者　新居　千秋
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４６３号
千葉県市原市八幡395番地３　近藤テラスハウス２号室
債務者　村田　良一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１０号
千葉県船橋市飯山満町２丁目412番地４　レオパレスエスペランサ111号
債務者　奥野　裕子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５２３号
千葉市若葉区都賀２丁目１番１号　ゴールドサポート若葉519号
債務者　向井　茂也
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５２９号
千葉県船橋市行田１丁目21番１号　コーポ福友103号
債務者　新山　正雄
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３０号
千葉県習志野市大久保３丁目12番10―405号
債務者　中西　裕二
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４６号
千葉市若葉区みつわ台２丁目８番１号　エクセレントヒル305号
債務者　小野寺　純
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４８号
千葉県市川市市川南３丁目14番９号
債務者　近藤　知美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５５号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番３棟205号
債務者　古川　君代
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６４号
千葉市中央区都町２丁目26番20号
債務者　佐久間順子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市下手野６丁目５番４―306号　県住下手野団地
債務者　峯村　道子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６６号
愛知県蒲郡市清田町三反田５番地１
債務者　小林　孝政
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６７号
愛知県蒲郡市清田町三反田５番地１
債務者　小林　愛子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部